

農業・漁業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

平成29年3月から使用する農業用免税軽油及び同年4月から使用する漁業用免税軽油の免税証の交付申請を、対象地区毎に次の日程により受付します。

◆受付日時

- (1) 農業を営む方 12月7日(水) 9時~12時(大利地区・目名地区)
13時30分~16時30分(大利・目名以外の地区)
- (2) 漁業を営む方 12月13日(火) 9時~12時(白糠以外の地区)
13時30分~16時30分(白糠地区)

◆受付場所 青森県むつ合同庁舎新館2階中会議室

※申請書類は郵送でも受け付けていますが、12月28日(水)必着で提出ください。

◆農業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑 ②耕作証明書 ③免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く) ④郵便切手402円分
- ⑤初めて申請する方・使用機械に変更がある方は、使用機械の譲渡証明書

◆漁業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑 ②免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く) ③郵便切手(申請枚数により異なります)
- ④初めて申請する方・使用機械に変更がある方は、使用機械の譲渡証明書、漁船の写真(前、後、横、エンジン)、登録証

※免税軽油使用者証の有効期限が、平成29年12月31日より前に期限切れとなる農業の方、平成30年3月31日より前に期限切れとなる漁業の方、初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、青森県収入証紙400円分も必要です。また、郵便切手は合同庁舎内で購入可能です。

<問合せ先>下北地域県民局県税部 ☎22-8581(内線207)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○お薬手帳を一冊にまとめましょう！

患者さんが病院や診療所、歯科医院から処方され服用している全てのお薬の情報は「一冊のお薬手帳」にまとめましょう。お薬手帳を見せてことで、お薬の重複投薬や危険な飲み合わせを未然に防ぐことが出来るからです。お薬手帳を何冊も持つて病院ごとや薬局ごとに使い分けるのではなく、「一冊のお薬手帳」にすることが正しい使い方です。

○「いきいき健康づくりのために」パンフレットが新しくなりました！

青森県後期高齢者医療広域連合が発行している「いきいき健康づくりのために」パンフレットが新しくなりました。

ご覧になりたい方は、東通村役場税務住民課国民健康保険グループまでお問い合わせください。

<掲載内容>健康状態を確認しましょう、青森県だし活(減塩)、低栄養を予防しましょう、お口の中を健康にしましょう、あおもりロコトレ等

<問合せ先> 東通村税務住民課国保 G ☎27-2111

あなたも参加 わたしもやります“交通安全”

平成28年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成28年9月30日現在

9月中	年間累計	死者の状態	高齢者の死者 (65歳以上の人)	15人 (+3)
発生	296件 (-3)		夜間の死者	19人 (+6)
死 者	6人 (+2)		歩行者の死者	10人 (+2)
	33人 (+4)		飲酒運転による死者	5人 (+3)
傷 者	366人 (-9)		自動車乗車中の死者	19人 (+5)
	3,239人 (-157)		非着用死者	10人 (+2)

*()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。
毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

11月は「いきいきシルバー交通安全強調月間」

毎年この時期は、日没が早く、夕暮れから夜間にかけて、高齢者の交通事故が多発する傾向にあります。高齢者の皆さんは、夕暮れ時や夜間には、運転者から発見されやすい明るい色の服装や、反射材用品を身に付けましょう。ドライバーの皆さんには、ライトを早めに点灯し、ゆとりと思いやりの心を持った運転を心掛けましょう。

◆運動の期間 11月1日(火)から11月30日(水)まで

- ◆運動の重点 1 高齢歩行者の交通事故防止
2 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発
3 高齢者に対する交通安全教育の推進

(参考) 県内の交通事故の状況(H27)

